

規則変更認証申請書類

全ての規則変更に必要な書類（共通の書類）

① 宗教法人規則変更認証申請書

② 変更しようとする事項を示す書類（3通）

※登記事項の変更が必要な場合は4通

③ 規則の変更につき、責任役員会の議決

- ・責任役員会議事録の写し
- ・責任役員であることの証明書

④ 規則を変更しようとするときは、その他の機関（総代、総会等）の議決又は同意を得なければならない旨の定めが規則にある場合

- ・その他の機関の同意書の写し（総代の同意書等）
- ・役員であることの証明書（総代であることの証明書等）

⑤ 規則を変更しようとするときは、包括宗教団体の承認を得なければならない旨の定めが規則にある場合

- ・包括宗教団体の承認書の写し

事務所移転の場合

共通の書類に加えて次の施設に関する書類が必要

1 施設に関する書類

- ・境内地、境内建物明細書（愛知県内に所有する土地・建物を全て記載すること）
- ・土地、建物の登記簿謄本（法務局の証明があり、過去3か月以内に交付されたもの）
- ・公図
- ・境内建物配置図
- ・建物平面図（間取図）
- ・寄付証書の写し（寄付を受ける場合）
- ・賃貸借契約書の写し、使用承諾書等の写し（借地、借家で使用する場合）
- ・返済計画書（金融機関発行のもの）の写し（抵当権が設定されている場合）
- ・外観写真（2方向以上）及び内部写真（風呂、便所等を除く各部屋1枚以上）

2 公告したことを証する書類（注）愛知県の運用により、行政指導として求めており、義務ではない。

（公告文を掲示した日と取り外した日は公告日数に算入できないため注意すること。）

- ・公告証明書
- ・公告文の写し
- ・写真（公告文の字句が判読できるもの及び掲示場所を判断できるもの 各1枚）

被包括関係の設定又は廃止の場合

共通の書類に加えて次の書類が必要

1 被包括関係の設定の承認を受け、又は廃止の通知をしたことを証する書類

- (設定の場合)・被包括関係設定承認書の写し
- (廃止の場合)・被包括関係廃止通知書の写し
- ・内容証明郵便としたことを証する書類の写し

2 公告したことを証する書類

(公告文を掲示した日と取り外した日は公告日数に算入できないため注意すること。)

- ・公告証明書
- ・公告文の写し
- ・写真(公告文の字句が判読できるもの及び掲示場所を判断できるもの 各1枚)

※公告は、認証申請の少なくとも2月前に完了していること。

事業の開始の場合

共通の書類に加えて次の事業に関する書類が必要

1 事業に関する書類(事業によって随時内容が説明できる書類を添付すること。)

- ・事業説明書(事業の概要書)
- ・土地、建物の登記簿謄本(法務局の証明があり、過去3か月以内に交付されたもの)
- ・公図
- ・建物に関する図面(建物配置図、間取図、建築設計図等)
- ・賃貸借契約書の写し、使用承諾書等の写し(借地、借家で使用する場合)
- ・返済計画書(金融機関発行のもの)の写し(抵当権が設定されている場合)
- ・建築工事請負契約書の写し及び建築確認通知書の写し(これから事業を始めるために建物を建てる場合)
- ・収支予算書、収支計算書(一般会計、特別会計それぞれのもの)
- ・外観写真(2方向以上)及び内部写真(風呂、便所等を除く各部屋1枚以上)
- ・所管官庁の許可、認可について証する書類の写し(必要な業種のみ)
- ・その他(事業の運営に係る細則等)

2 公告したことを証する書類(注)愛知県の運用により、行政指導として求めており、義務ではない。

(公告文を掲示した日と取り外した日は公告日数に算入できないため注意すること。)

- ・公告証明書
- ・公告文の写し
- ・写真(公告文の字句が判読できるもの及び掲示場所を判断できるもの 各1枚)

名称変更の場合

共通の書類に加えて次の書類が必要

1 公告したことを証する書類（注）愛知県の運用により、行政指導として求めており、義務ではない。

（公告文を掲示した日と取り外した日は公告日数に算入できないため注意すること。）

- ・ 公告証明書
- ・ 公告文の写し
- ・ 写真（公告文の字句が判読できるもの及び掲示場所を判断できるもの 各1枚）

☆ 写し（「〇〇の写し」と記載された書類）を提出する場合は、余白部分に次のような原本証明をしてください。

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

宗教法人「

」

代表役員

印

規則変更認証申請提出書類一覧

	事務所 移転	名称 変更	事業 開始	被包括関係 設定、廃止	その他 の変更
規則変更認証申請書	○	○	○	○	○
変更しようとする事項を示す書類 (4(3)通)	○	○	○	○	○
責任役員会議事録の写し	○	○	○	○	○
責任役員であることの証明書	○	○	○	○	○
その他機関の同意書 (総代の同意書等)	△注1	△注1	△注1	△注1	△注1
その他役員であることの証明書 (総代であることの証明書)	△注1	△注1	△注1	△注1	△注1
包括宗教団体の承認書	△注1	△注1	△注1	△注1	△注1
境内地・境内建物明細書	○				
土地、建物の登記簿謄本	○		△注4		
公図	○		△注4		
境内建物配置図	○		△注4		
建物平面図(間取図)	○		△注4		
寄附証書の写し(寄附の場合)	○				
返済計画書の写し(負債がある場合)	○		△注4		
賃貸借契約書又は使用承諾書の写し (借地、借家で使用する場合)	○		△注4		
外観及び内部写真 注2	○	○	○	○	
公告写真 注3	△注5	△注5	△注5	○	
公告証明書	△注5	△注5	△注5	○	
公告文の写し	△注5	△注5	△注5	○	
建築工事請負契約書の写し及び 建築確認通知書の写し (これから建物を建てる場合)			△注4		
事業説明書			○		
建築設計図			△注4		
収支予算書、収支計算書			○		
その他(事業の運営に係る細則等)			△注4		
被包括関係設定承認書の写し				○(設定)	
被包括関係廃止通知書の写し (内容証明郵便を証する書類)				○(廃止)	

注1 規則を変更しようとするときは、その他の機関(総代、總會等)の議決又は同意、
包括宗教団体の承認を得なければならない旨の定めが規則にある場合に必要

注2 土地、建物は、外観(2方向以上)内部(風呂、便所等を除く各部屋1枚以上)

注3 公告写真は、字句が判読できるもの、掲示場所が判断できるもの各1枚

注4 事業によって随時内容が説明できる書類を添付すること

墓地事業は、墓地担当部局(県、名古屋市及び中核市の保健所)と同時進行で手続きを進めること

注5 愛知県の実運用により、行政指導として求めており、義務ではない。

※ その他の変更

責任役員の資格、員数、任期及び職務権限、その他機関に関する事項、会計年度、
租税特別措置法第40条関係等